

## 療養担当規則に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項

---

当院は、厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、九州厚生局長に届出を行っています。

- 電子的診療情報連携体制整備加算3
- 夜間早朝加算
- 地域支援・外来医薬品供給体制加算Ⅰ
- コンタクト検査料3
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5

## 明細書の発行状況に関する事項

---

当院は、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していくため、領収証の発行の際に明細書を無料で発行しています。

また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても無料で発行しています。

なお、明細書には診療内容や使用した薬剤等が記載されます。ご家族の方が代理で行う場合にはご本人様と発行の有無をご相談ください。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてお申し出ください。